

# 西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

——異本注記の有無について—— (一)

小林 恭 治

## 一、はじめに

改編本系類聚名義抄における、観智院本と西念寺本の比較調査において、両本の記述の多寡に相反する諸説が存することにより、写本の成立関係が齟齬する問題<sup>①</sup>に対し、再確認の必要を感じ、これまでに、「項目」「標出漢字」「漢字注記」「カタカナ注記」の観点から、それぞれの記述の有無について、「観智院本に見えて西念寺本に見えない」用例、「西念寺本に見えて観智院本に見えない」用例について順次考察を進めてきた。<sup>②</sup> 本稿では、それらに引き続いて、

〈A〉 観智院本に見えて西念寺本に見えない異本注記

〈B〉 西念寺本に見えて観智院本に見えない異本注記

について用例を示し、観智院本・西念寺本のいずれにおける増補であるか、また、観智院本・西念寺本のいずれにおける脱漏であるかを考察する。<sup>③</sup> 考察の方法については、すでに述べているので、<sup>④</sup> 詳細については先行のものに譲るととする。

## 二、〈A〉観智院本に見えて西念寺本に見えない異本注記

### 1、「瞋本」(仏上14)

資料 A-1

高山寺本	西念寺本	観智院本
低 俗眠瞋字 8才	低 俗眠瞋字 7才	低 苦眠冥字 瞋字 仏上14

資料 A-1 の観智院本の標出漢字「低」の項目の末尾の「瞋本」という注記が西念寺本に見えない。鎮国守国神社本は項目自体が佚文であるが、この観智院本の「瞋本」は、高山寺本にも見えないので、観智院本の増補と思われる。

ところで、資料 A-1 の三つの写本は観智院本の「瞋本」の増補を除くと、ほぼ同様の記述がなされているように見えるが、厳密には、西念寺本の注記の末尾の「瞋字」の「瞋」とあるのは誤記で、これを高山寺本で「瞋」としていることからすると、西念寺本の「瞋字」の「瞋」は『瞑』字を表そうとしたものと考えられる。

とすると、観智院本で「冥字」としている「冥」は目偏が欠けていることになるから、ここで問題とされる観智院本の末尾に記された「瞋本」という記述は、直前の「冥字」の「冥」の字形に対して注意を促すために記されたものと推測される。<sup>⑤</sup>

しかし、「瞋本」という記述は、一見すると異本注記のように見えるが、一般に『イ』のような形で記される異

## 資料 A-2

高山寺本	西念寺本	観智院本
化 <small>呼低るヲ タケル</small>	化 <small>呼低るヲ ノスアラタム</small>	化 <small>呼低るヲ ヲツクシフ</small>
21オ	17ウ	仏上 32

## 2、「覇本」(仏上 32)

本注記とは形式が異なり、異本を示す『イ』などの記述がない。そのため、「曠本」の意味するところは、「『冥』という漢字は、本には『曠』とある」の意と思われるが、その「本」が何を指しているのが不明である。注記の「出典」を示すのであれば書名が記されて欲しいところであるので、やはり、『本』とあることからすれば、転写時にもととなった「底本」のことではないかと思われる。勿論、それがいつの段階の底本であるかは断定できないが、少なくとも仁治二年の慈念の奥書に「交點畢」とあることや、資料 A-1 の観智院本の標出漢字「低」の項目が記載されている仏上の末尾の 88 頁には「一校畢」とあることから、底本との校合を行っていることは事実であろうから、「曠本」の「本」は転写時の「底本」を意味していると考えてもよいと思う<sup>(6)</sup>。

資料 A-12 については、説明の便宜上、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表 A-2-a に観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

表 A-2-a を見ると、観智院本の標出漢

観智院本	
① 呼低	③ 覇本
② 呼西	④ ラシフ
⑫ 禾タル	⑤ メクム
⑬ カハル	⑥ ウツクシフ
⑭ オツ	⑦ ラモフク
⑮ ウコク	⑧ タカラ
⑯ ミタル	⑨ キス
⑰ ウルフ	⑩ アラタム
⑱ 禾クエ	

表 A-2-a

観智院本			西念寺本			高山寺本		
①呼低 ②呼西翔文 ③翹本 ④ラシフ ⑤メクム ⑥ウツクシフ ⑦ラモフク ⑧タカラ ⑨キス ⑩アラタム ⑪ユク ⑫禾タル ⑬カハル ⑭オツ ⑮ウコク ⑯ミタル ⑰ウルフ ⑱禾クエ	①呼低反 ②呼翹メ ③ラシフ ④メクム ⑤ウツクシフ ⑥オモムク ⑦タカラ ⑧ノス ⑨アラタム ⑩ユク ⑪カハル ⑫オツ ⑬シタル ⑭ウルフ ⑮禾クエ	①呼低反 ②呼翹反 ③ラシフ ④メクム ⑤ウ□クシフ ⑥ウ□クシフ ⑦メクム ⑧タカラ ⑨ノス ⑩アラタム ⑪ユク ⑫カハル ⑬オツ ⑭ミタル ⑮ウコク ⑯又音クエ	①呼低反 ②呼翹メ ③ラシフ ④メクム ⑤ウツクシフ ⑥オモムク ⑦タカラ ⑧ノス ⑨アラタム ⑩ユク ⑪カハル ⑫オツ ⑬シタル ⑭ウルフ ⑮禾クエ	①呼低反 ②呼翹反 ③ラシフ ④メクム ⑤ウ□クシフ ⑥ウ□クシフ ⑦メクム ⑧ノス ⑨アラタム ⑩ユク ⑪カハル ⑫オツ ⑬シタル ⑭ウルフ ⑮又音クエ	①呼低反 ②呼翹メ ③ラシフ ④メクム ⑤ウツクシフ ⑥オモムク ⑦タカラ ⑧ノス ⑨アラタム ⑩ユク ⑪カハル ⑫オツ ⑬シタル ⑭ウルフ ⑮禾クエ	①呼低反 ②呼翹反 ③ラシフ ④メクム ⑤ウ□クシフ ⑥ウ□クシフ ⑦メクム ⑧ノス ⑨アラタム ⑩ユク ⑪カハル ⑫オツ ⑬シタル ⑭ウルフ ⑮又音クエ	①呼低反 ②呼翹反 ③ラシフ ④メクム ⑤ウ□クシフ ⑥ウ□クシフ ⑦メクム ⑧ノス ⑨アラタム ⑩ユク ⑪カハル ⑫オツ ⑬シタル ⑭ウルフ ⑮又音クエ	①呼低反 ②呼翹反 ③ラシフ ④メクム ⑤ウ□クシフ ⑥ウ□クシフ ⑦メクム ⑧ノス ⑨アラタム ⑩ユク ⑪カハル ⑫オツ ⑬シタル ⑭ウルフ ⑮又音クエ

字「化」の項目の③「翹本」という注記が西念寺本に見えないことがわかる。鎮国守国神社本は項目自体が佚文であるが、この観智院本の③「翹本」は、高山寺本にも見えないので、観智院本の増補と思われる。

ところで、観智院本の①「呼低」、②「呼西翔文」、西念寺本の①「呼低反」、②「呼翹メ」、高山寺本の①「呼低反」、②「呼翹反」が、それぞれ標出漢字「化」に対する反切注記であるように見受けられることからすると、観智院本の③「翹本」の「翹」は、②「呼西翔文」の「翔」字の右隣に記されているが、実際には「西」「翔」の二文字に対する注記

と考えてよいものと思われる。

そして、資料A-2の三写本の冒頭の二つの反切注記は、三写本相互の現状の記載状況から、本来は、それぞれ

① 『呼瓜反』

② 『呼覇反』

を記したものと思われる。それらについて観智院本では、①『呼瓜反』に対しては『瓜』字を「低」とした他に、『反』字を脱落させ、②『呼覇反』に対しては『覇』字を『翊』とした上に字画の上下を二文字と誤解して、「西」と「翊」に分けて記載し、その他にも『反』字を「文」とした。

西念寺本では、①『呼瓜反』に対しては『瓜』を「低」、『反』を「文」とし、②『呼覇反』に対しては『覇』を「翊」とし、『反』の略字の『又』をカタカナの「メ」とした。<sup>7)</sup>

高山寺本では、①『呼瓜反』に対しては『瓜』を「低」とし、②『呼覇反』に対しては、『呼』字の一部分らしきものが見えるが、虫損で声母字、韻母字ともに確認できず、末尾の『反』のみ確認できる。しかし、複製本では韻母字の『覇』に相当すると思われる箇所に残欠部の筆跡から『覇』の字画の左下の部分と思われる字画の存在を確認できる。それは『覇』字における『革』の字画の最後の横画と縦画で、それは『十』の下部であるというよりも、『ナ』の左下の下部のように縦画部が斜めに見えることから、『覇』字の下部左の字画を『革』としているものではなく、その箇所を『美』とした『覇』の異体字として『翊』という字体が存在したのではないかと考える。そして、この異体字と考えたい『翊』の字体は、観智院本の反切注記②「呼西翊文」の「西」「翊」を合わせた形に類似しているし、

『翊』の「西」を雨冠とする『翊』が『翊』字の異体字であることからすると、観智院本の③「翊本」の「翊」字も『翊』を記そうとして書き誤ったものかもしれない。

観智院本の③「翊本」の記載方法は、先の資料A-1の観智院本のケースと同様であるから、ここで言う「本」はやはり転写時の底本を意味しているのかもしれない。

しかし、『翊』という字に対する注記としての「翊」という字が、次の〈a〉〈c〉のいずれを意図して記されたものであるかは不明である。

〈a〉「翊」は、②「呼西翔文」の「西」に対して、底本では「雨」になっていることを示そうとした。

〈b〉「翊」は、②「呼西翔文」の「西翔」の二文字に対して、底本では一文字となっていることを示そうとした。

〈c〉「翊」は、〈a〉〈b〉の両方を同時に示そうとした。

〈a〉〈c〉のいずれであるかを決定できない理由は、②「呼西翔文」の「西翔」が、いつ『翊』一字から「西」と「翔」の二文字になったかが不明だからである。すなわち、『翊』一字であった時に③「翊本」が記されれば〈a〉、「西」と「翔」の二文字になってから③「翊本」が記されれば〈b〉もしくは〈c〉ということになる。

また、今回のように反切注記が二つ並べられる際には、「AB反又CD反」もしくは「ABCD二反」などとあって欲しいところであるが、観智院本では、①「呼低」、②「呼西翔文」となっている。最初の①「呼低」に「反」の略号が見えないことからすれば、この二つの反切注記は本来、「ABCD二反」という体裁であったもので、末尾の

「二反」の「反」が略号の『又』で記されていたとすれば、『二又』の二文字を誤記して一文字の「文」となったのではないかと考える。<sup>(8)</sup>

### 三、〈B〉西念寺本に見えて観智院本に見えない異本注記

#### 1、「傀イ本」(5ウ)

資料B-1を見ると、西念寺本の標出漢字「儂儂・儂儂傀」の三つめの標出漢字である「儂」の右の「傀イ本」

という注記が観智院本に見えない。そして、「傀イ本」は、高山寺本、鎮国守国神社本にも見えないところから、西念寺本の増補と思われる。

西念寺本の「傀イ本」という記述は、「イ本」とあることから、異本の記述を示した「異本注記」であると思われる。そこで、表B-1aに、この異本注記「傀イ本」が付された西念寺本の三番目の標出漢字「儂」と、それに対応する各写本の三番目の標出漢字について、字画を確認するため

資料B-1

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
上4オ	7オ	5ウ	仏上11

に活字化し、拡大したものを示した。

表B-1aを見ると、観智院本の三番目の標出漢字「儂」は、右上の字画が「鬼」とあり、その下部は「儿」に「ム」となっている。これに対して、高山寺本の「儂」は「鬼」とあり、その下部の字画は左から「夕」「し」「ム」

表B-1-a

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本	三番目の標出漢字
𧀮	𧀮	𧀮	𧀮	

と記されている。鎮国守国神社本の「𧀮」は、高山寺本の「𧀮」の箇所「田」の字画に相当する箇所を「日」にして「𧀮」としているものの、その他の字画は高山寺本と同様と思われる。<sup>9)</sup> それらと対照すると、西念寺本の三番目の標出漢字「𧀮」は、右上の字画を「𧀮」としており、これは観智院本とも高山寺本とも異なると言えそうだが、逆にどちらにも近いようにも見えるという、中間的な字画構成をしている。<sup>10)</sup>

しかし西念寺本の「𧀮」場合は、その右上の「𧀮」の字画において、観智院本の「𧀮」に対して、「𧀮」の左に「𧀮」が付随しているところに特徴がある。この西念寺本の「𧀮」について、観智院本の「𧀮」には、対応する字画が存在しないが、高山寺本の「𧀮」の場合は、その「夕」「し」「ム」の字画の「夕」が相当していると思われることから、西念寺本の「𧀮」字は、観智院本の「𧀮」字よりも高山寺本の「𧀮」の字と近しいと考える。

ところで、西念寺本の異本注記である「𧀮イ本」の「𧀮」は、隣の字画が観智院本の「𧀮」の中の字画の「𧀮」と同じであることに気付く。そこで「𧀮イ本」は、西念寺本の三番目の標出漢字「𧀮」の字画の「𧀮」の部分、異本では「𧀮」となっていることを示そうとしたものではないかと思われる。とすれば、西念寺本の「𧀮イ本」が示すところの「イ本」とは、観智院本の「𧀮」の字体を記載した写本であったとしたいところである。しかしこの場合、西念寺本の「𧀮イ本」の「𧀮」字は観智院本の「𧀮」の上部の字画しか記していないことが問題となる。

ここで留意されるのは、西念寺本の「𧀮イ本」の「𧀮」の記述が意味不明であるということである。「𧀮」は、



一見すると漢字の草書体のようにも見えるし、平仮名の連綿が記されているようにも見える。また、「ゝ」と「ー」の二つの記号が連続しているようにも見えるが、それではやはり意味不明である。そこで、ここまでのことを考慮し、その他の可能性を含めて、西念寺本の「傀イ本ゝ」の「ゝ」の解釈について、記された字形からの類推により、次の〈a〉～〈e〉の案を考えた。

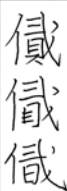
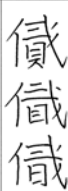
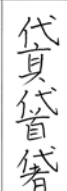

- 〈a〉西念寺本の「傀イ本ゝ」は「傀イ本衣」と記されている。
- 〈b〉西念寺本の「傀イ本ゝ」は「傀イ本うへ」と記されている。
- 〈c〉西念寺本の「傀イ本ゝ」は「傀イ本之」と記されている。
- 〈d〉西念寺本の「傀イ本ゝ」は「傀イ本也」と記されている。
- 〈e〉西念寺本の「傀イ本ゝ」は「傀イ本上」と記されている。

〈a〉案は、標出漢字「儂」が「イ本」では、「傀」の下に「衣」とあるの意。意味的には、そのようであって欲しいところであるが、『傀イ本衣』の文字の字順を考えると難しい。〈b〉案は、「イ本」では、標出漢字「儂」の「うへ」の部分が「傀」となっているの意。意味的には、西念寺本の記載状況に最も合致するが、『うへ』と平仮名と解するところには、改編本名義抄が漢字とカタカナ表記であることからやはり疑問が残る。〈c〉案は、標出漢字「儂」は「イ本」では「傀」のように記されているの意。しかし、『之』字自体の必要性が感じられない。〈d〉案は、標出漢字「儂」を「傀」のように記しているのは「イ本である」の意。しかし、この場合も『也』字自体の必要性が感じられない。〈e〉案は、「イ本」では、標出漢字「儂」の「上」の部分が「傀」となっているの意。現西念寺本の

「一」の字形からの類推としては難しい案ではあるが、現西念寺本へ至るまでの転写の過程における変容の可能性を考えるとありえないとまではいかないのではないかと考える。意味的には（b）案と同意となり、説明したい内容としては、状況的に最も合致する。ただし、この場合、異本注記として記載した当初は『上』とあったものが、転写の過程で字形が乱れた結果、ある時点から、『上』字としては理解されてこなかったという可能性がある。

## 2、「貸イ忝」（6ウ）

資料B-2

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
 <small>三俗 臧心</small>	 <small>三臧 心</small>	 <small>三谷 臧正</small> 代莫イ忝	 <small>三苦 臧正</small>
上4ウ	7ウ	6ウ	仏上13

資料B-2の西念寺本の標出漢字「貸管管」の項目の、改行後の「貸イ忝」という記述が観智院本に見えない。この「貸イ忝」は高山寺本、鎮国守国神社本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

ここで問題とする西念寺本の「貸イ忝」の「貸」字は、その直前に列記された標出漢字「貸管管」の一文字目の「貸」と同字に見える。また、「貸イ忝」の「貸」字は、資料B-2にあるように、その他の標出漢字の大きさとほぼ同サイズで記されており、サイズのには、一見すると、その「貸」字が標出漢字であるかのように見えるが、実際の「貸イ忝」の記述は、一行分のスペースの中で、やや右寄りに記されており、「貸イ忝」が注記として記されていることがわかる。そこで、

## 標出漢字の「賃」

### 注記「賃イ忝」の「賃」

となるが、注記「賃イ忝」は、三つ並ぶ標出漢字の一字字目の「賃」字に対して、異本注記を加えようとした際に、その付近に記すことができず、やむなく、注記の欄に「賃」字を再度記述することで異本の状況を説明しようとした試みた結果ではないかと考えられる。

そして、「賃イ忝」の「忝」字は『上大下小』の意であるから、「賃イ忝」の意味するところは、「標出漢字『賃』の上部の字画である『代』は、『異本』ではもっと大きく書かれており、下部の字画である『頁』はもっと小さく書かれている」の意であろうと考えられる。この解釈は、資料B-2の高山寺本・鎮国守国神社本の標出漢字を見ると、いずれも西念寺本の各標出漢字における『代』の字画に相当するものが、部首としての「冠」ではなく「構え」のように記されていることから妥当なものと思われる。

しかし、資料B-2の観智院本の標出漢字の状況は、西念寺本の「賃イ忝」で問題にしているほど『代』に相当する字画が「構え」のように大きく記されているように見えず、『代』の字画の状況については、むしろ西念寺本の記載状況と変わらないように思える。ゆえに、この「賃イ忝」を記した人物が参照した異本は、観智院本系統のものではなく、高山寺本もしくは鎮国守国神社本系統のものであろうことが推測される。

また、西念寺本の「賃イ忝」で、標出漢字の一字字目のみを対象としているのも不審である。その記述のとおりであるとするれば、異本において『代』の字画が大きく書かれて、『頁』が小さく書かれているのは、一字字目の標出漢

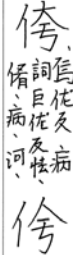
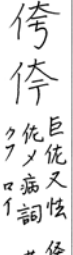
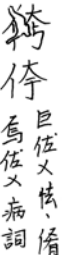
字のみであることになる。そして、二文字目、三文字目の標出漢字が、西念寺本のとおりのデザインで記されていたとすれば、その異本は、現存の高山寺本・鎮国守国神社本とも異なつた記載であつたことになり、未知の写本が存在したとも考えられる。

しかしながら、そもそも「**貸イ忝**」という異本の状況を説明する方法自体にも疑問がある。すなわち、異本における当該の漢字において「上部の字画『代』がもつと大きく、下部の字画『真』がもつと小さい」のであれば、その漢字の字体をそのまま書き留めればよいのではないかという疑問である。しかし、例えば、『才』が異本では『彡』で記されているというような字画の相違である場合には、実際の漢字を書き留めればよいかもしれないが、同じデザインの字画の大小、長短を説明するには、よほど極端な場合でないと、具体的な漢字を示すと同時に言葉による解説が必要となるのではないかと考える。ゆえに、先に、西念寺本の「**貸イ忝**」の「**貸**」字は、標出漢字の一番目のものとデザインが同一と考えたが、異本注記を記した当初においては、「**貸イ忝**」の「**貸**」字は、「上部の字画『代』がもつと大きく、下部の字画『真』がもつと小さく」記されていて、異本の状況を伝えていたのかもしれない。そして、「**貸イ忝**」の「イ忝」は、その相違点を説明した記述だったのかもしれない。

仮に西念寺本の「**貸イ忝**」を記した人物が参照した異本が、高山寺本・鎮国守国神社本のような記述のものであつたとすれば、資料B-12を見る限り、「上部の字画『代』がもつと大きく、下部の字画『真』がもつと小さい」といった程度の説明では不十分なほど、西念寺本の標出漢字とはデザインを異にしている。とすれば、西念寺本の「**貸イ忝**」における異本の記載状況は、「微妙に上部の字画『代』が大きく、微妙に下部の字画『真』が小さい」ものだったのかもしれない<sup>11</sup>。その点からすると、やはり、異本は未知の系統の写本だったのかもしれない。

資料 B-3

3、「ロイ」(7才)

高山寺本	西念寺本	観智院本
		
7ウ	7オ	仏上14

観智院本
① 巨佐又 ② 怯、③ 備、④ 病、⑤ 詞、 ⑥ 焉佐又 ⑦ 病詞 ⑧ アフ ⑨ トコフ

西念寺本
① 巨佐又 ② 怯、③ 備、④ 病、⑤ 詞、⑥ 焉 佐メ ⑦ 病詞 ⑧ 苦瓜功 ⑨ アフ ⑩ ト クフ ⑪ ロイ

高山寺本
① 焉佐反 ② 病 詞 ③ 巨佐反 ④ 怯、 ⑤ 備、⑥ 病、⑦ 河、

資料B-3の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表B-3-1aに観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

表B-3-1aを見ると、西念寺本の標出漢字「倭倭」のカタカナ注記⑪「ロイ」が観智院本に見えない。鎮国守国神社本は項目自体が佚文であるが、この⑪「ロイ」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

西念寺本の⑪「ロイ」は、一見するとカタカナ注記のように見えるが、⑪「ロイ」の「ロ」については、カタカナではなく、漢字の「口」である可能性もある。その場合、右隣の漢字注記⑦「病詞」の「病」字に付されていると考えるのが一般的であろうが、資料B-3を見ても、西念寺本の⑦「病詞」については、観智院本・高山寺本ともに対応する注記に相違点はなく、現在のところ、漢字一字としての「口」、もしくは何らかの漢字の一部の字

表 B-3-a

観智院本	西念寺本	高山寺本
① 巨佐又 ② 怯、 ③ 備、 ④ 病、 ⑤ 訶、 ⑥ 焉佐又 ⑦ 病詞 ⑧ アフ ⑨ トコフ	① 巨佐又 ② 怯 ③ 備 ④ 病、 ⑤ 訶、 ⑥ 焉佐メ ⑦ 病詞 ⑧ 苦瓜功 ⑨ アフ ⑩ トクフ ⑪ ロイ	③ 巨佐反 ④ 怯、 ⑤ 備、 ⑥ 病、 ⑦ 河、 ⑧ 焉佐反 ⑨ 病詞

において、「○アフ トコフか アフはヨフか」とし、観智院本の⑧「アフ」と⑨「トコフ」が関連するかのような記述をされているが、一方、⑨「トコフ」については、別に『トコフ』の項を立てて、結果的に『アフ』と『トコフ』を別々の注記としている。

これに対して、長島豊太郎氏<sup>13</sup>は、『俵』の項目において、観智院本の⑧「アフ」と⑨「トコフ」を一つにまとめて『アフトコフ』で一注記としている。

また、草川昇氏<sup>14</sup>は、『アフトコフ』の項目を立て、観智院本と西念寺本のここの箇所の用例を示すが、西念寺本の用例を『アフトコフ』（傍線筆者）として示し、本稿の西念寺本の⑩「トクフ」（傍線筆者）とは解釈が異なっている。また、他に『アフ』の項目も立てており、西念寺本の⑨「アフ」を挙例するが、『トコフ』の項目においては、標出漢字「俵倅」に関して挙例がない。

として考えることとした。

それにより、⑪「ロイ」との関係が予想されるのは、直前に記されている⑩「トクフ」である。西念寺本の⑩「トクフ」は、観智院本では⑨「トコフ」とある。この西念寺本と観智院本の相違について考えると、そもそも、西念寺本の⑩「トクフ」、観智院本の⑨「トコフ」は独立した一注記であるのかわかが問題となる。

すなわち、正宗敦夫氏<sup>12</sup>は、索引の『アフ』の項に

そこで、改めて資料B-3の西念寺本の⑨「アフ」と⑩「トクフ」、観智院本の⑧「アフ」と⑨「トコフ」の様子を見ると、両写本とも確かに二注記が別注記であることを明確に指示するほどには間隔が取られてはいないことに気がつく。問題は『アフトクフ』もしくは『アフトコフ』というカタカナ注記があり得るかという点である。

そこで、名義抄の中で『アフトコフ』の例を探してみると、観智院本の標出漢字「跨」（法上77）の項に、「ア（上）フ（上）ト（上濁）コ（上）フ」、「躡」（法上87）の項に「ア（上）フトコフ」の例が確認される。また図書寮本類聚名義抄の「跨上」（108）項に「ア（上）フ（不明）ート（上濁）コ（上）フ（平濁）」の例も存する。<sup>15</sup>

しかし、一方で観智院本の「誇」（法上70）の項目に「アフ」と「トコフ」の二つの訓が全く別々に記されている例もある。『トコフ』の語義には『呪』の意が考えられ、これは標出漢字「儻」の語義としては、資料B-3の各写本に「儻」、「訶」とあることからしても、ありえないものではないように思われる。しかし、その際の「アフ」については、標出漢字の語義と齟齬しないかという点、これは難しいように思われる。

ゆえに、観智院本の「誇」（法上70）の二つの訓が別々に記されている例の方に問題があるとすれば、『アフドコブ』という訓の存在が認められるから、本稿の資料B-3としては、西念寺本の⑩「トクフ」の「ク」は「コ」の誤記であろうことがわかり、この点においては観智院本の⑨「トコフ」の記述が正しいということになる。<sup>17</sup> すなわち、西念寺本の⑨「アフ」と⑩「トクフ」を『アフトクフ』の一語と解しても、その「ク」は「コ」の誤記であることになるから、西念寺本の⑪「ロイ」が異本注記として、西念寺本との異同を示したものであるのならば、『アフトクフ』の「ク」が「コ」であるということを示す『コイ』という注記であって欲しいところであり、さらに、その記載場所も⑪「ロイ」のように、全注記の末尾ではなく、『アフトクフ』の「ク」字の周囲であって欲しいところである。

そこでさらに想像を逞しくすれば、西念寺本の⑪「ロイ」は、直前の『アフトクフ』の語尾の「フ」に付されたも

ので、⑩「ロイ」は、『ムイ』の誤記であったかもしれない。とすると、異本においては『アフトクム』とあったのかもしれない。築島裕氏<sup>(18)</sup>によれば、『あふどこむ』『あふづくむ』の例も存することであるから、両者の特徴が混同した『アフトクム』という語形も考えられないこともないように思われる。

いずれにしても西念寺本の⑩「ロイ」の「ロ」は、誤記という解釈になる。それが『コ』を書き誤ったものか、『ム』を書き誤ったものかが問題になるが、⑩「ロイ」の記されている位置からすれば、後者である可能性が高く、その際は、異本において『アフトクム』という例が存したことになり、観智院本の『アフトコフ』とは異なることになる。

※紙面の都合により本稿を分載致します。以下続。

## 注記

(1)「西念寺本の注文は観智院本より多い」とする説には、岡田希雄『類聚名義抄の研究』第二篇第三章西念寺本類聚名義抄攷(一條書房 昭和19年6月 247頁15行目)、草川昇『類聚名義抄』小考―四本比較から見た―(鈴鹿工業高等専門学校紀要)第19巻 第1号 昭和61年)があり、これに反して「観智院本の方が多し」とする説に、渡辺実「西念寺本蓮成院本類聚名義抄について―関西大学現蔵本の紹介を機に原名義抄の編成の推定に及ぶ―(島田教授古稀記念国文学論集)所収 昭和35年3月)がある。異本の成立の前後関係を考える際に、「注文の多い方が後の成立である」とする一般的な考え方を採用する場合、この二説の対立は、西念寺本と観智院本の成立の前後関係を不明瞭にする。また、注文の多寡に依らない視点で、西念寺本に観智院本よりも古い状態が存することを指摘したものに、貞荊伊徳「日本の字典 その一」



『漢字講座』2 明治書院 平成元年8月)、小林恭治「天理図書館現蔵西念寺本類聚名義抄における観智院本との成立の前後関係について」(『訓点語と訓点資料』記念特輯 平成10年3月)がある。

(2) a [西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 観智院本から見た項目の有無について—]

〔鶴見大学仏教文化研究所紀要〕第5号 平成12年4月)

b [西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 観智院本にない項目について—]

〔鶴見大学紀要〕38号 第一部 国語・国文学編 平成13年3月)

c [西念寺本類聚名義抄の増補と脱漏 — 観智院本との比較による標出漢字の有無について—]

〔鶴見大学仏教文化研究所紀要〕6号 平成13年4月)

d [西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 西念寺本にない漢字注記について—]

〔鶴見大学紀要〕39号 第一部 国語・国文学編 平成14年3月)

e 1 [西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 観智院本にない漢字注記について— (一)]

〔鶴見大学仏教文化研究所紀要〕7号 平成14年4月)

e 2 [西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 観智院本にない漢字注記について— (二)]

〔鶴見大学紀要〕40号 第一部 国語・国文学編 平成15年3月)

e 3 [西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 観智院本にない漢字注記について— (三)]

〔鶴見大学仏教文化研究所紀要〕8号 平成15年4月)

f 1 [西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 西念寺本にないカタカナ注記について— (一)]

〔鶴見大学紀要〕41号 第一部 国語・国文学編 平成16年3月)

- f 2「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 西念寺本にないカタカナ注記について — (二)」  
 (『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第9号 平成16年4月)
- f 3「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 西念寺本にないカタカナ注記について — (三)」  
 (『鶴見大学紀要』42号 第一部 国語・国文学編 平成17年3月)
- f 4「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 西念寺本にないカタカナ注記について — (四)」  
 (『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第10号 平成17年4月)
- f 5「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 西念寺本にないカタカナ注記について — (五)」  
 (『鶴見大学紀要』43号 第一部 国語・国文学編 平成18年3月刊行予定)
- g 1「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 観智院本にないカタカナ注記について — (一)」  
 (『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第11号 平成18年4月)
- g 2「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 観智院本にないカタカナ注記について — (二)」  
 (『鶴見大学紀要』第44号 第一部 国語・国文学編 平成19年3月)
- g 3「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 観智院本にないカタカナ注記について — (三)」  
 (『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第12号 平成19年4月)
- g 4「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 観智院本にないカタカナ注記について — (四)」  
 (『鶴見大学紀要』第45号 第一部 国語・国文学編 平成20年3月)
- g 5「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 観智院本にないカタカナ注記について — (五)」  
 (『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第13号 平成20年4月)

g 6「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 観智院本にないカタカナ注記について— (六)」

〔鶴見大学紀要〕第46号 第一部 日本語・日本文学編 平成21年3月)

g 7「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 — 観智院本にないカタカナ注記について— (七)」

〔鶴見大学仏教文化研究所紀要〕第14号 平成21年4月)

- (3) 先行研究と本稿との関係などの詳細については、(2)のaを参照されたい。また、調査資料については、観智院本は、『類聚名義抄 観智院本仏』(天理図書館善本叢書叢書部 第32巻 八木書店 昭和51年9月)によったが、用例の所在については、慣例にしたがい風間書房版によった。高山寺本は、『和名類聚抄・三寶類字集』(天理図書館善本叢書叢書部 第2巻 八木書店 昭和46年11月)。鎮国守国神社本は、『鎮国守国神社蔵本三寶類聚名義抄』(勉誠社 昭和61年1月)。天理図書館現蔵の西念寺本については、平成8年7月と平成17年5月の調査による。

- (4) 本稿においては、高山寺本・鎮国守国神社本の成立が観智院本・西念寺本よりも早いとする、犬養守薫「改編本系類聚名義抄諸本に見られる合点の考察 — 成立論の手がかり—」(『愛知県立惟信高等学校研究紀要』第5号 昭和49年3月)、同「改編本系類聚名義抄諸本の成立事情 — 熟字にかかわる問題点の一考察—」(『愛知県立惟信高等学校研究紀要』7 昭和51年3月)、草川昇「改編本系名義抄相互の関係 — 標出文字・和訓の面からの一考察—」(『訓点語と訓点資料』第68輯 昭和57年5月)、山本秀人「改編本系類聚名義抄における新撰字鏡を出典とする和訓の増補について — 熟字訓を対象として—」(『国語学』第144集 昭和61年3月)に基づき、「観智院本に見えて西念寺本に見えない異本注記」が、高山寺本・鎮国守国神社本に見える場合は「西念寺本の脱漏」、高山寺本・鎮国守国神社本にも見えない場合は「観智院本の増補」と判断する。逆に「西念寺本に見えて観智院本に見えない異本注記」が、高山寺本・鎮国守国神社本に見える場合は「観智院本の脱漏」、高山寺本・鎮国守国神社本にも見えない場合は「西念寺本の増補」と判断する。

但し、鎮国守国神社本（蓮成院本）が観智院本に先行するとする説には、（一）の岡田希雄の文献「第二篇第四章蓮成院本類聚名義抄攷」、望月郁子「鎮国守国神社蔵『三寶類聚名義抄』小考——改編本系『類聚名義抄』諸本中における蓮成院本の位置——」（『大野晋先生古稀記念論文集 日本研究——言語と伝承』角川書店 平成元年12月）に異説もある。また、川瀬一馬『増訂古辞書の研究』（雄松堂出版 昭和61年2月 300頁）は蓮成院本と観智院本を兄弟関係とする。

（5）諸橋轍次『大漢和辞典』（大修館書店 昭和30年11月～昭和35年5月）には、文字番号23240に「眠」、23569に「瞋」、23600に「瞑」がある。23240の「眠」と23600の「瞑」は同字とされるが、23569「瞋」は別字となる。

（6）そもそもこうした「底本」からの引用である可能性のある用例を、本稿における「異本注記」と呼称してよいかという根本的な問題も考えられる。しかし、「現存本」に対峙する写本としては「底本」も比較対照可能な写本と言えるので、広義の「異本」と言えないこともないと考える。そして、本稿では、「現存本」の成立までに追記された記述の全体を考察の対象としているので、資料A-1の観智院本のケースは考察の範囲内と言える。もちろん、一般的な、狭義の「異本注記」とは区別する必要があるが、それに関する具体的な考察は、本稿の全考察対象の内容を検討し、整理した後に再検討することとしたい。

（7）西念寺本の②「呼<sup>フ</sup>覇<sup>ハ</sup>メ」の「覇」字の右肩にカタカナの「ハ」が見えるのは、「覇」字の振仮名と思われるが、「ハ」がいつ付されたのかは不明。「覇」と誤記された後に付されたとする、と、「覇」字を「ハ」と読めたということになるから、やはり、「覇」字であった段階に付されたと考えた方が自然であろう。

（8）参考までに、（5）の諸橋氏の『大漢和辞典』には、34784に「覇」、34790に「覇」、42401に「覇」、42490に「覇」がある。34790「覇」は42490「覇」の俗字。42401「覇」と42490「覇」は同字。34784「覇」は42490「覇」の俗字とする。

（9）因に、鎮国守国神社本の四番目の標出漢字である「儂」字には、左に一線を付して「儂」字が付されているが、その

「鬼」の字画の状況は「ム」の箇所を「八」と記しているように見えるが、そうした異体字の存在を記述することを目的としたものではなく、四番目の標出漢字の「儂」の「鬼」の字画の「」を二度書きしたために書き直したものと思われる。

- (10) 参考までに、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』には、1181に「儂」、1276に「儂」、1282に「儂」、3462に「儂」がある。
- (11) 参考までに、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』には、29862に「賦」、29932に「職」がある。両字は別字だが意義的に類似する。また、『龍龕手鑑』（日本古典全集 昭和52年10月 23頁）には「賦」「賦」の項目があり、「二俗女利／反正作賦」とある。この注記の末尾の「作賦」の「賦」は、29862の「賦」の字体に類似する。

- (12) 正宗敦夫『類聚名義抄 第貳巻』（風間書房）の仮名索引。

- (13) 長島豊太郎『古字書綜合索引 上』（日本古典全集刊行会 昭和33年5月）。

- (14) 草川昇『五本対照類聚名義抄和訓集成』（汲古書院 平成12年10月／平成13年7月）。因に、草川氏は西念寺本の内題の頁、凡例の頁をカウントしていないので、用例の所在の表記において、2丁分、本稿のものより少ない。

- (15) 『図書寮本類聚名義抄 本文編』『同・解説索引編』（勉誠社 昭和51年11月）による。「跨上」(108)の「ア（上）フ（不明）ート（上濁）コ（上）フ（平濁）」の「アフ」と「トコフ」の間の「ー」については、『同・解説索引編』の築島裕・宮澤俊雅両氏による「五十音順索引」によれば、「フとトの間の線は朱筆。離れ過ぎを結ぶ記号」との注意書きがある。カタカナの字訓に朱筆の「ー」は異例のように思われるが、本稿と同様に『アフ』と『トコフ』で一注記か否かが問題となっていたのではないかと推測される例でもある。

- (16) その他、築島裕『訓点語彙集成』（汲古書院 平成19年2月／平成21年8月）のアフトコブ（跨）の項目に「アフトコブ」15例、「アフトコム」2例の存在が指摘されている。また、『アドコブ』の語義については、中田祝夫編監修『古語大辞』

典』(小学館 昭和58年12月)においては「あふどこぶ(跨)」はバ行四段もしくは上二段の動詞で「足で踏みつける」意とする。

(17) (16) の築島氏に「アフックブ」(跨)の例が指摘されている。とすれば『アフトクフ』の語形もありえないこともないのかもしれないが、ここでは誤写説を採用した。

(18) (16) の中田氏の『古語大辞典』の「あふどこぶ」の項に築島裕氏の「語誌」がある。

〔付記〕 本稿は、第七十七回訓点語学会研究発表会(平成9年10月17日 於 山形大学)において、「西念寺本類聚 名義抄における増補と脱漏について」と題して口頭発表したものの一部をもとに加筆訂正したものである。